

2025 年 6 月 13 日

株主各位

東京都新宿区西新宿四丁目 33 番 4 号

Solvvy 株式会社

代表取締役社長 安達慶高

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2025 年 5 月 13 日開催の取締役会において、2025 年 7 月 1 日をもって当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を 2025 年 6 月 30 日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の定めに基づき、2025 年 7 月 1 日をもって当社定款第 6 条の発行可能株式総数を 22,000,000 株から 44,000,000 株に変更することを併せて決議いたしましたのでお知らせいたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は、2025 年 8 月上旬にお届け住所にお送りする予定です。
2. 2025 年 7 月 1 日付にて、株式分割により増加した株式数がお取引口座のある証券会社または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願い致します。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。
口座管理機関：三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
連絡先 電話 0120-782-031(フリーダイヤル)
東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号